

総務文教常任委員会

H25. 11. 18 (月)

午後 3時00分～

第3委員会室

1 開 議

2 日程説明

3 事件

○直接請求に伴う条例制定について

・ 関係法令の確認 別紙 1

・ 12月定例会での審査予定確認 . . . 別紙 2

・ 住民投票条例（案）の内容確認 . . . 別紙 3

・ 参考人招致の要否検討

4 その他

直接請求による条例制定に関する審議

関係法令

<<地方自治法>>

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。 法第74条第1項第2号の3の2

1/8 請求

○2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

○3 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

1/25 提案

○4 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令の定めるところにより、第1項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

<<地方自治法施行令>>

第98条の2 議会は、地方自治法第七十四条第四項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、条例制定又は改廃請求代表者に対し、その日時、場所その他必要な事項を通知するとともに、これらの事項を告示し、かつ、公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならない。

○2 議会は、条例制定又は改廃請求代表者が複数であるときは、これらの者のうち地方自治法第七十四条第四項の規定により意見を述べる機会を与える条例制定又は改廃請求代表者の数を定めるものとする。

○3 議会は、前項の規定により意見を述べる機会を与える条例制定又は改廃請求代表者の数を定めたときは、第一項の通知に併せて、その旨を条例制定又は改廃請求代表者に通知しなければならない。

12月定例会の予定

開催日時	開始時間	会議名	開催場所	主な議事
11月18日(月)	午前10時	議会運営委員会	第3委員会室	議会運営、議案の概要説明
11月25日(月)	午前10時	本会議	本会議場	定例会開会、会期決定、議案提案理由説明
12月3日(火)	午前10時	本会議	本会議場	一般質問(個人質問)
12月4日(水)	午前10時	本会議	本会議場	一般質問(個人質問)
12月4日(水)	本会議終了後	議会運営委員会	第3委員会室	議会運営
12月5日(木)	午前10時	本会議	本会議場	一般質問(個人質問)、追加議案提案、議案質疑、委員会付託
12月5日(木)	本会議終了後	議会運営委員会	第3委員会室	議会運営
12月6日(金)	(午前10時)	本会議	本会議場	一般質問(予備日)
12月6日(金)	午前10時	総務文教常任委員会	第3委員会室	付託議案審査
12月9日(月)	午前10時	環境厚生常任委員会	第3委員会室	付託議案審査
12月10日(火)	午前10時	産業建設常任委員会	第3委員会室	付託議案審査
12月12日(木)	(未定)	議会運営委員会	第3委員会室	議会運営
12月13日(金)	午前10時	常任委員会	各委員会室	委員長報告の確認など
12月13日(金)	午前(未定)	議会運営委員会	第3委員会室	議会運営
12月13日(金)	午後(未定)	本会議	本会議場	各委員長報告、議案採決、定例会閉会

一般質問の日程は通告により4日間になる場合があります。その場合は12月6日(金曜日)の一般質問終了後に追加議案提案、委員会付託などを行い、その後、総務文教常任委員会を開催します。

亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北用地無償提供についての住民投票に関する条例(案)

【目的】

第1条 この条例は、JR 亀岡駅北側に誘致された京都府の専用球技場のための用地無償提供について、その可否について住民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

【住民投票】

第2条 前条の目的を達成するため、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

【住民投票の執行】

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

【住民投票の期日】

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して2月を経過する日までの間の選挙管理委員会が定める日曜日を実施するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を決定したときは、投票日の 15 日前までに投票日その他必要な事項を告示しなければならない。

【投票資格者】

第5条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙人名簿登録者」という。）で、市長及び市議会の議員（以下「議員」という。）の選挙権を有するものとする。

【投票の方式】

第6条 住民投票は秘密投票とする。

2 投票資格者は、投票日に投票事項ごとに 1 人 1 票に限り投票することができる。

3 投票資格者は、京都府の専用球技場のための JR 亀岡駅北用地無償提供に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、賛成しないときは投票用紙の賛成しない欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、身体の不都合等の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

【投票所における投票】

第7条 投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則に定める理由により、投票所に自ら行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

【投票】

第8条 投票資格者は、投票日に投票事項ごとに 1 人 1 票に限り投票することができる。ただし、投票日に投票することができないと見込まれる投票資格者は、規則で定めるところにより、告示日の翌日から投票日の前日までの間に投票することができる。

2 何人も、投票の内容を陳述する義務はない。

【投票の効力の決定】

第9条 投票の効力の決定に当っては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意志が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

【無効投票】

第10条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び賛成しない欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は賛成しない欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

【情報の提供】

第11条 市長は、投票日の10日前までに、住民投票の趣旨、関連情報、その他住民投票に関し必要な情報を、多様な媒体を活用して一般の縦覧に供するものとする。

2 市長は、住民投票の告示の日から投票日の前日までの間、住民投票の発議の内容を記載した文書、選択肢について説明した文書その他行政上の資料で公開することができるものについて、多様な媒体を活用して一般の縦覧に供するものとする。

3 市長は、必要に応じて討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

4 市長は、前 3 項に規定する情報の提供および情報の提供に関する施策の実施に当たっては、公平性の保持に努めなければならない。

【投票の促進】

第12条 市長は、広報その他の手段により、投票資格者に対し、投票を促すよう努めなければならない。

【投票運動】

第13条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、住民投票の告示の日（以下「告示日」という。）から投票日の前日までとする

【投票及び開票】

第14条 前条までに定めるもののほか、投票場所、投票時間、投票管理者、投票立会人、開票場所、開票時間、開票管理者、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例によるものとする。

【投票結果の告示等】

第15条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議員長に通知しなければならない。

（投票結果の尊重）

第16条 市長および議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【委任】

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとする。

附 則

【施行期日】

1 この条例は、公布の日から施行する。

【条例の失効】

2 この条例は、第15条の行為の終了をもって、その効力を失う。

